

サイクリングしまなみ2018協賛要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会サイクリングしまなみ2018(以下「国際サイクリング大会」という。)の趣旨に賛同する法人その他の団体(以下「企業等」という。)が、国際サイクリング大会に協賛する際に必要な事項を定めるものです。

(協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が、サイクリングしまなみ2018実行委員会(以下「実行委員会」という。)に対して行う次の各号に掲げる行為とします。

- (1) 資金協賛 国際サイクリング大会の実施に要する資金(以下「協賛金」という。)の提供
- (2) 物品協賛 国際サイクリング大会の実施に要する物品(以下「協賛物品」という。)の提供
- (3) その他協賛 国際サイクリング大会の実施に要する(1)、(2)以外の提供

2 協賛物品は、物品協賛をお申し出いただける企業等と実行委員会が協議して決定いたします。なお、協賛物品には協賛物品を提供した企業等の名称等を表示していただくこともできます。

(募集期間)

第3条 募集期間は、平成30年8月31日までとします。ただし、状況に応じて募集期間を延長することができるものとします。

(協賛依頼の対象者)

第4条 実行委員会は、国際サイクリング大会の趣旨に賛同する企業等に対して協賛を依頼します。

(協賛の申込等)

第5条 協賛をお申し出いただける企業等は、あらかじめサイクリングしまなみ2018協賛申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を実行委員会会長に提出していただきます。

2 実行委員会会長は、申込書の提出があった場合、第11条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対しサイクリングしまなみ2018協賛申込受理書(様式第2号)により受理した旨を通知します。

3 愛媛県自転車新文化推進基金への寄附申出書(国際サイクリング大会への資金協賛を希望する寄附に限る。)が受理された企業等については、前項の規定による通知を受けたものとみなし、第9条から第11条までを適用します。

(協賛金の振込等)

第6条 第2条第1項第1号に規定する資金協賛を行おうとする企業等は、前条第2項による通知を受けた場合、速やかに、実行委員会が指定する金融機関に協賛しようとする金額を一括して納付していただきます。ただし、第3条に定める期間内で、協賛金を分割して納付することもできます。

2 実行委員会が申込者から協賛金を受領したときは、領収書(様式第3号)を発行するものとします。

(協賛物品の受納等)

第7条 第2条第1項第2号に規定する物品協賛を行おうとする企業等は、第5条第2項

による通知を受けた場合、実行委員会が指定する方法により、協賛物品を納入していただきます。

2 実行委員会が申込者から物品を受領したときは、受領書（様式第4号）を発行するものとします。

（その他協賛の方法等）

第8条 第2条第1項第3号に規定するその他協賛を行おうとする企業等は、第5条第2項による通知を受けた場合、実行委員会が指定する方法により、その他協賛を履行していただきます。

2 実行委員会は、申込者の希望により、その他協賛の証明書を発行することもできます。

（協賛の特典等）

第9条 実行委員会は、第5条第2項の規定による通知を受けた企業等（以下「協賛者」という。）に、協賛金額に応じて別紙「協賛特典」のとおり広告宣伝の特典を付与します。

2 第7条第1項及び第8条第1項の規定による協賛者の特典については、実行委員会が協賛内容から換算した金額に応じて、別紙「協賛特典」のとおり広告宣伝の特典を付与します。

（協賛金の使途）

第10条 協賛金は、次の各号のいずれかに掲げる経費に充てるものとします。

（1）国際サイクリング大会を広く周知するために要する経費

（2）国際サイクリング大会のイベントの実施に要する経費

（3）その他国際サイクリング大会の開催に付随する経費で必要と認められるもの

2 実行委員会は、資金協賛に基づく物品の制作等をしたときは、資金協賛者に対して資金協賛報告書（様式第5号）を送付するものとします。

（協賛申込の不受理等）

第11条 実行委員会会長は、申込者（法人においては、その役員及び経営に実質的に関与している者を含む。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知します。

（1）特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は国際サイクリング大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団の構成員であると認められる者、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し若しくは関与する者

（3）法令又は公序良俗に反する者

（4）国際サイクリング大会について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者

（5）その他実行委員会会長が不相当と判断する者

2 実行委員会会長は、第5条第2項により協賛の申込を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知します。

附 則

この要綱は、平成29年9月7日から施行します。

サイクリングしまなみ2018協賛申込書

平成 年 月 日

サイクリングしまなみ2018実行委員会会長 様

住所又は所在地
名 称
代表者(役職・氏名)

サイクリングしまなみ2018に下記のとおり協賛を申し込みます。

記

- 1 協賛の形態** 資金協賛 ・ 物品協賛 ・ その他協賛
(該当する協賛形態を囲んでください。)

2 協賛の内容

(1) 資金協賛

金 額	金 円
納入予定時期	平成 年 月

(2) 物品協賛

物品等の名称	単価	数量	金 額	納品予定時期
				平成 年 月
				平成 年 月
				平成 年 月
合 計				

(3) その他(広告掲示、機器等の無償貸与、輸送運搬など協賛内容をご記入ください。)

協 賛 内 容	
---------	--

3 連絡先

所属・役職		担当者名	
電 話		F A X	
電子メール			

サイクリングしまなみ2018協賛申込受理書
(資金協賛)

平成 年 月 日

様

サイクリングしまなみ2018実行委員会会長

平成 年 月 日付けで協賛申込書を提出いただき、誠にありがとうございました。

つきましては、下記のとおり受理させていただきます。

なお、お手数ですが、平成 年 月 日までに、下記の口座にお振込みいただきますようお願い申し上げます。

記
金 円

(振込先)

〇〇銀行〇〇支店 普通 ()
(口 座 名 義)

なお、振込手数料につきましては、恐れ入りますが、協賛者の方にご負担をお願いいたします。

サイクリングしまなみ2018協賛申込受理書

(物品協賛、その他協賛)

平成 年 月 日

様

サイクリングしまなみ2018実行委員会会長

平成 年 月 日付けで協賛申込書を提出いただき、誠にありがとうございました。

つきましては、下記のとおり受理させていただきます。

なお、お手数ですが、平成 年 月 日までに、別添の方法によりご提供いただきますようお願いいたします。

記

(協 賛 内 容)

様式第3号

サイクリングしまなみ2018資金協賛領収書

平成 年 月 日

様

サイクリングしまなみ2018実行委員会会長

平成 年 月 日付けで資金協賛のお申込みをいただきました件につきましては、
以下のとおり領収いたしましたので、ご報告いたします。

金 額	円
-----	---

様式第4号

サイクリングしまなみ2018物品協賛受領書

平成 年 月 日

様

サイクリングしまなみ2018実行委員会会長

平成 年 月 日付けで物品協賛のお申込みをいただきました件につきましては、
以下のとおり受領いたしましたので、ご報告いたします。

物品等の名称	単価	数量	金額	備考
合 計				

サイクリングしまなみ2018資金協賛報告書

平成 年 月 日

様

サイクリングしまなみ2018実行委員会会長

平成 年 月 日付けで資金協賛のお申込みをいただきました件につきまして、
次のとおり制作等をいたしましたのでご報告いたします。

物品の制作の内容	
資金協賛者名の 提出の内容	
備考	